

# 当クリニックの施設基準について

2024年6月1日時点

## 【基本診療料に関する届出事項】

### ・情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)

オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する医療機関で、電話以外の情報通信機器(スマートフォン、タブレット端末、通信機能付きパソコン等)により診察した場合に算定します。

### ・機能強化加算

外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含む、より適切で質の高い診療機能を評価し、地域のかかりつけ医機能を担う医療機関(診療所等)に対する加算です。

### ・外来感染対策向上加算

診療所において感染防止対策の実施や地域の医療機関等が連携して実施する感染対策への参画等、空間的・時間的分離した適切な感染防止対策を実施している医療機関に対する加算です。

### ・連携強化加算

感染対策向上加算1を届け出ている医療機関(当院は河北総合病院)と連携体制を確保(届出)し、年4回以上感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告している場合に対する加算です。

### ・時間外対応加算1

診療所を継続的に受診している患者さんからの標榜時間外に電話等による問い合わせに対し、原則として当該診療所において、常時対応できる体制がとられていることに対する加算です。

### ・医療DX推進体制整備加算

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際に活用できる体制を整備していること、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、医療DXに対応する体制を確保していることに対する加算です。

## 【特掲診療料に関する届出事項】

### ・がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛の症状緩和を目的とした麻薬投与しているがん患者さんに対し、緩和ケアの経験を有する医師が、がん性疼痛の治療法(WHO式)に従って、副作用対策等を含めた計画的な治療管理を継続し、療養上必要な指導を行います。また当該薬剤に関して指導を行い、当該薬剤を処方した場合に月一回算定できる医学管理料です。

### ・ニコチン依存症管理料

以下の①～③全てに該当する方であって、医師がニコチン依存症の管理が必要であると認めた方に対して行う医学管理料です。①ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト(TDS)で、ニコチン依存症と診断された方、②35歳以上の方については、1日の喫煙本数に喫煙年数を乗じて得た数が200以上である方、③直ちに禁煙することを希望している患者であって、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、当該治療を受けることを文書により同意している方

・プログラム医療機器等指導管理料(ニコチン依存症治療補助アプリを使用する場合)

治療用アプリなどのプログラム医療機器を使用した場合に算定できる医学管理料です。

・往診料に規定する介護保険施設等連携往診加算

介護保険施設の入所者の病状急変時に、在宅療養支援診療所等が往診を行った場合に算定する加算です。

・機能強化型・単独型の在宅療養支援診療所

【機能強化型】

通院が困難な患者さんに対し、医師が自宅へ定期的に訪問し、診療や診察を行う医療機関で下記の施設基準を満たした施設を指します。

①24時間365日連絡が取れる、②24時間365日往診が可能、③地域の保険医療機関と連携がとれ、連携医療機関へ入院の手配ができる、④往診実績を厚労省に報告している。

【単独型】医療機関で下記の施設基準を満たした施設を指します。

①在支診の施設基準を満たしている、②往診を担当する医師が3名以上在籍、③過去1年で往診10件、看取り等の実績が4件以上ある

・在宅時医療総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

通院が困難な患者さんに対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行っている場合に、月一回算定する医学管理料です。

在宅で療養を行っている患者さんへの訪問診療には「在宅時医学総合管理料」、施設(有料老人ホーム等)に入居している患者さんへの訪問診療には「施設入居時医学総合管理料」を算定します。

・在宅がん医療総合診療料

通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者さんに対する在宅診療に関わる施設基準です。計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供した場合に算定できます。対象の方に①訪問診療回数が週1回以上、②訪問看護回数が週1回以上、③訪問診療と訪問看護の合計日数が週4日以上すべてを満たした場合に算定します。

・在宅緩和ケア充実診療所加算

機能強化型の在宅療養支援診療所で、看取り、緊急往診、麻薬使用等に十分な実績があり、緩和ケア・看取りの経験をしっかりと積んだ常勤医師が配置されているという医療機関を評価した加算です。

・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算

CPAPを用いている方に、情報通信機能を備えた機器を用いて患者の状況を遠隔でモニタリングし、必要に応じた指導、管理を行った場合に算定できます。

・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

医師や事務職以外の医療従事者の処遇改善における賃金を引き上げのため、新たな加算として評価料が導入されました。

・在宅医療DX情報活用加算

居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しており、マイナ保険証の利用促進、電子処方箋発行体制、電子カルテ情報共有サービスの活用等の医療DXにかかる取り組みを実施している医療機関を評価した加算です。